

市議会議員報酬及び常勤特別職の給料月額改定パターン  
(第2回会議たたき台・他都市との比較、財政状況)

表の説明 ①改定後額 : 中核市のうち人口・財政力指数が旭川市と類似している市の給料・報酬額の平均値の千円未満を切り捨てた額。  
 ②中核市平均との差額 : (改定後額) - (中核市平均額)。中核市平均額より改定後額が低い場合はマイナス値になる。道内市平均との差額も同じ。  
 ③改定後の中核市順位 : 括弧内は順位の変動。(1↑)は順位が1つ上がったことを、(→)は順位が変わらないことを意味する。道内市順位も同じ。

■旭川市に人口規模に近い中核市

団体名	人口(人)	中核市の順位
大津市	344,257	35
越谷市	343,740	36
前橋市	330,313	37
いわき市	322,435	38
郡山市	322,273	39
旭川市	322,187	40
高知市	317,832	41
那覇市	315,681	42
明石市	305,414	43
久留米市	302,091	44
秋田市	300,898	45

平均(旭川市除く)  
 → パターン1

■旭川市に財政力指数に近い中核市

団体名	財政力指数	中核市の順位
呉市	0.59	54
長崎市	0.58	55
松江市	0.57	56
青森市	0.55	57
下関市	0.54	58
旭川市	0.53	59
佐世保市	0.53	59
鳥取市	0.51	61
函館市	0.48	62

平均(旭川市除く)  
 → パターン2

※函館市が62位で最下位。

※呉市、松江市、鳥取市は常勤の監査委員がないため、常勤の監査委員の平均からは除いている。

〔パターン1〕 人口の順位が35位～45位の中核市の平均と同水準にしたもの

	現行額 A (円)	改定後額 B (円)	差額 B-A (円)	中核市平均 との差額 (円)	道内市平均 との差額 (円)	改定後の 中核市順位	改定後の 道内市順位
議長	625,000	684,000	59,000	△ 28,500	87,500	43 (16↑)	2 (1↑)
副議長	555,000	629,000	74,000	△ 21,305	90,100	41 (18↑)	2 (1↑)
議員	515,000	593,000	78,000	△ 13,419	98,100	40 (18↑)	2 (→)
市長	1,050,000	1,086,000	36,000	7,361	66,400	25 (18↑)	2 (→)
副市長	865,000	890,000	25,000	2,327	66,600	29 (19↑)	2 (→)
教育長	760,000	748,000	△ 12,000	△ 4,900	47,100	32 (5↓)	2 (→)
常勤監査委員	710,000	604,000	△ 106,000	△ 507	△ 77,000	27 (23↓)	8 (6↓)

市長、副市長、教育長、常勤監査委員は中核市平均に近づく。常勤監査委員の道内順位が最下位になる。

〔パターン2〕 財政力指数の順位が55位～62位の中核市の平均と同水準にしたもの

	現行額 A (円)	改定後額 B (円)	差額 B-A (円)	中核市平均 との差額 (円)	道内市平均 との差額 (円)	改定後の 中核市順位	改定後の 道内市順位
議長	625,000	646,000	21,000	△ 66,500	49,500	55 (4↑)	2 (1↑)
副議長	555,000	580,000	25,000	△ 70,305	41,100	58 (1↑)	2 (1↑)
議員	515,000	539,000	24,000	△ 67,419	44,100	58 (→)	2 (→)
市長	1,050,000	1,029,000	△ 21,000	△ 49,639	9,400	52 (9↓)	4 (2↓)
副市長	865,000	842,000	△ 23,000	△ 45,673	18,600	54 (6↓)	2 (→)
教育長	760,000	713,000	△ 47,000	△ 39,900	12,100	52 (25↓)	4 (2↓)
常勤監査委員	710,000	581,000	△ 129,000	△ 23,507	△ 100,000	33 (29↓)	8 (6↓)

議長、副議長、議員の報酬額は上がるが中核市順位は大きく変わらず。他の職位はいずれも下がる。

市議会議員報酬及び常勤特別職の給料月額改定パターン  
(第2回会議たたき台・人事院勧告参考)

表の説明	①改定後額 : 改定率(1%, 1.7%, 0.39%)の増額又は減額をして、増額では千円未満を切り捨て、減額では切り上げている。
	②中核市平均との差額 : (改定後額) - (中核市平均額)。中核市平均額より改定後額が低い場合はマイナス値になる。道内市平均との差額も同じ。
	③改定後の中核市順位 : 括弧内は順位の変動。(1↑)は順位が1つ上がったことを、(→)は順位が変わらないことを意味する。道内市順位も同じ。

■令和5年給与改定の内容と考え方(人事院勧告)

民間給与と国家公務員の給与の均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う。

人材確保の観点等から、若年層に重点を置いて引き上げる。

【改定率】 1級:5.2% 2級:2.8% 3級:1.0% 4級:0.4% 5級以上:0.3%

平均改定率:1.1%

■最低賃金の引上げ(北海道)

賃金上昇率と事業の支払い能力が全国水準と同程度、物価上昇率が全国よりやや高い水準であることから

40円の引き上げを予定(令和5年10月以降)

【改定額】 920円 → 960円 に引上げ

●人事院勧告の改定率の累積

前回の特別職報酬等審議会が開催された平成30年度以降の改定率の累積は以下のとおり。

平均の改定率		部長級職員の改定率	
年度	改定率	年度	改定率
平成30年	0.2%	平成30年	0.09%
令和元年	0.1%	令和元年	改定なし
令和2年	改定なし	令和2年	改定なし
令和3年	改定なし	令和3年	改定なし
令和4年	0.3%	令和4年	改定なし
令和5年	1.1%	令和5年	0.30%
累積	1.7%	累積	0.39%

→ パターン3 (平均改定率1.1%)  
→ パターン5 (平均改定率1.7%)  
→ パターン6 (部長級職員累積率0.39%)

【パターン3】 本年度の人事院勧告の平均改定率1.1%を踏まえ、1%引き上げたもの

	現行額 A (円)	改定後額 B (円)	差額 B-A (円)	中核市平均 との差額 (円)	道内市平均 との差額 (円)	改定後の 中核市順位	改定後の 道内市順位
議長	625,000	631,000	6,000	△ 81,500	34,500	58 (1↑)	2 (1↑)
副議長	555,000	560,000	5,000	△ 90,305	21,100	58 (1↑)	2 (1↑)
議員	515,000	520,000	5,000	△ 86,419	25,100	58 (→)	2 (→)
市長	1,050,000	1,060,000	10,000	△ 18,639	40,400	37 (6↑)	2 (→)
副市長	865,000	873,000	8,000	△ 14,673	49,600	42 (6↑)	2 (→)
教育長	760,000	767,000	7,000	14,100	66,100	24 (3↑)	2 (→)
常勤監査委員	710,000	717,000	7,000	112,493	36,000	4 (→)	2 (→)

道内市の順位が全ての職位で2位になる。中核市の順位は市長、副市長が6位上昇する一方、議員は変動なし。

【パターン5】 平成30年度以降の人事院勧告(平均)の累積率を踏まえ、1.7%引き上げたもの

	現行額 A (円)	改定後額 B (円)	差額 B-A (円)	中核市平均 との差額 (円)	道内市平均 との差額 (円)	改定後の 中核市順位	改定後の 道内市順位
議長	625,000	635,000	10,000	△ 77,500	38,500	57 (2↑)	2 (1↑)
副議長	555,000	564,000	9,000	△ 86,305	25,100	58 (1↑)	2 (1↑)
議員	515,000	523,000	8,000	△ 83,419	28,100	58 (→)	2 (→)
市長	1,050,000	1,067,000	17,000	△ 11,639	47,400	34 (9↑)	2 (→)
副市長	865,000	879,000	14,000	△ 8,673	55,600	40 (8↑)	2 (→)
教育長	760,000	772,000	12,000	19,100	71,100	22 (5↑)	2 (→)
常勤監査委員	710,000	722,000	12,000	117,493	41,000	3 (1↑)	2 (→)

約1万円～2万円内の引上げとなる。中核市の順位は全体的に上がるが、議員の順位のみ変動なし。

【パターン4】 パターン1の改定率で引き下げたもの

	現行額 A (円)	改定後額 B (円)	差額 B-A (円)	中核市平均 との差額 (円)	道内市平均 との差額 (円)	改定後の 中核市順位	改定後の 道内市順位
議長	625,000	619,000	△ 6,000	△ 93,500	22,500	59 (→)	3 (→)
副議長	555,000	550,000	△ 5,000	△ 100,305	11,100	60 (1↓)	3 (→)
議員	515,000	510,000	△ 5,000	△ 96,419	15,100	58 (→)	2 (→)
市長	1,050,000	1,040,000	△ 10,000	△ 38,639	20,400	47 (4↓)	3 (1↓)
副市長	865,000	857,000	△ 8,000	△ 30,673	33,600	50 (2↓)	2 (→)
教育長	760,000	753,000	△ 7,000	100	52,100	32 (5↓)	2 (→)
常勤監査委員	710,000	703,000	△ 7,000	98,493	22,000	4 (→)	2 (→)

市長の道内市の順位が3位になる。議員の報酬額は函館市と同額になるため、順位も函館市と同位となる。

【パターン6】 平成30年度以降の人事院勧告(部長級)の累積率を踏まえ、0.39%引き上げたもの

	現行額 A (円)	改定後額 B (円)	差額 B-A (円)	中核市平均 との差額 (円)	道内市平均 との差額 (円)	改定後の 中核市順位	改定後の 道内市順位
議長	625,000	627,000	2,000	△ 85,500	30,500	59 (→)	3 (→)
副議長	555,000	557,000	2,000	△ 93,305	18,100	59 (→)	3 (→)
議員	515,000	517,000	2,000	△ 89,419	22,100	58 (→)	2 (→)
市長	1,050,000	1,054,000	4,000	△ 24,639	34,400	41 (2↑)	2 (→)
副市長	865,000	868,000	3,000	△ 19,673	44,600	46 (2↑)	2 (→)
教育長	760,000	762,000	2,000	9,100	61,100	27 (→)	2 (→)
常勤監査委員	710,000	712,000	2,000	107,493	31,000	4 (→)	2 (→)

いずれの職位も5千円以内の引上げとなる。議長、副議長、議員の順位に変動なし。